

平成 30 年度

## 霧島市母子保健検討委員会

日時：平成 30 年 7 月 12 日（木）午後 7 時 30 分～

場所：国分公民館 3 階 大研修室

### 会次第

1. 開会のことば
2. 健康増進課長あいさつ
3. 協議
  - (1) 健康きりしま 21（第 3 次）計画（母子保健分野）について
  - (2) その他
4. 閉会

## 平成30年度 霧島市母子保健検討委員会 委員名簿

	氏名	所属	役職	任期	備考
1	イリマ 直昭 礎元 直昭	始良地区医師会(いかりこどもクリニック)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	委員長
2	マエダ 康貴 前田 康貴	始良地区医師会(前田産婦人科)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	副委員長
3	ミヤカワ 尚之 宮川 尚之	始良地区歯科医師会 霧島市支部 (みやかわ小児矯正歯科)	幹事	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
4	ヤマサキ 貴 山崎 貴	始良地区薬剤師会(国分中央病院)	会長	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
5	ニシタ 瑠璃子 新田 瑠璃子	市民生委員児童委員協議会連合会		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
6	ヌヅノ 和代 塗園 和代	市母子保健推進員会	会長	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
7	マルヤマ 由美子 丸山 由美子	市保育協議会(下井保育園)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
8	カタノ 久美子 片野坂 久美子	市養護教諭部会(牧之原中学校)		平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	新任
9	オリタ 叶子 折田 叶子	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	

## 霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 地域医療検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 地域医療の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

**(4) 母子保健検討委員会**

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(5) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

(1) 健康きりしま 21 (第3次) (母子保健分野) 計画について

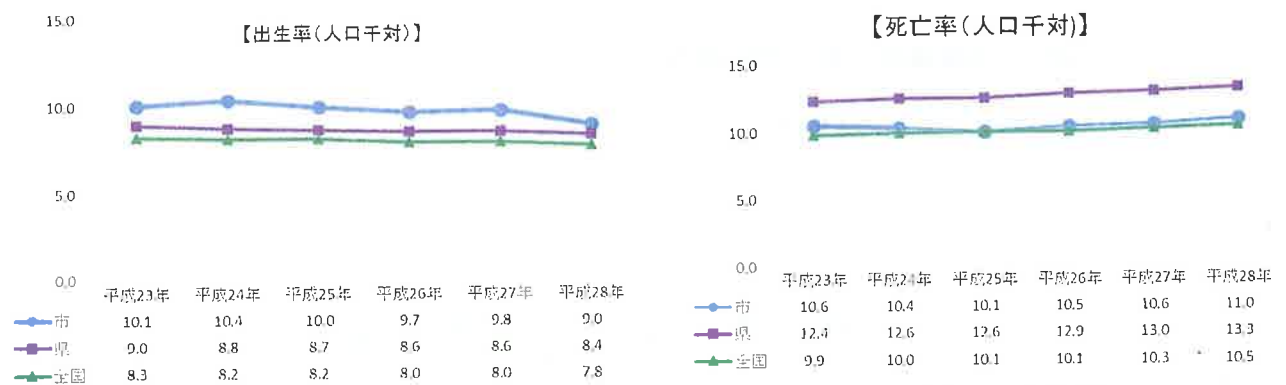
※「健康きりしま 21 (第3次)」冊子参照

<霧島市の母子保健の現状>

図表 1 霧島市の出生数及び死亡数の推移

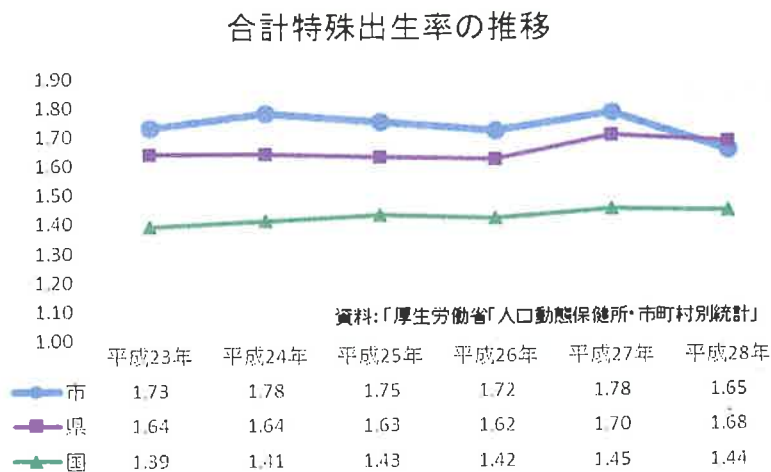
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出生数(人)	1,281	1,322	1,269	1,231	1,232	1,129
死亡数(人)	1,341	1,327	1,276	1,332	1,330	1,381
自然動態増減数(人)	△ 60	△ 5	△ 7	△ 101	△ 98	△ 252

図表 2 出生率(人口千対)及び死亡率(人口千対)の推移

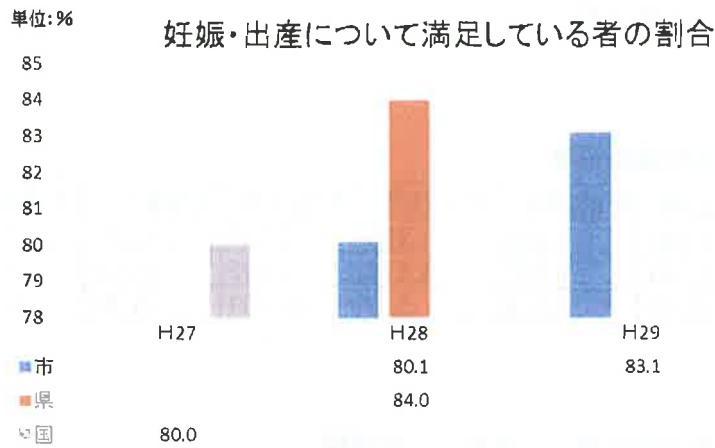


資料：霧島市及び県は鹿児島県「人口動態統計」、全国は厚生労働省「人口動態統計」

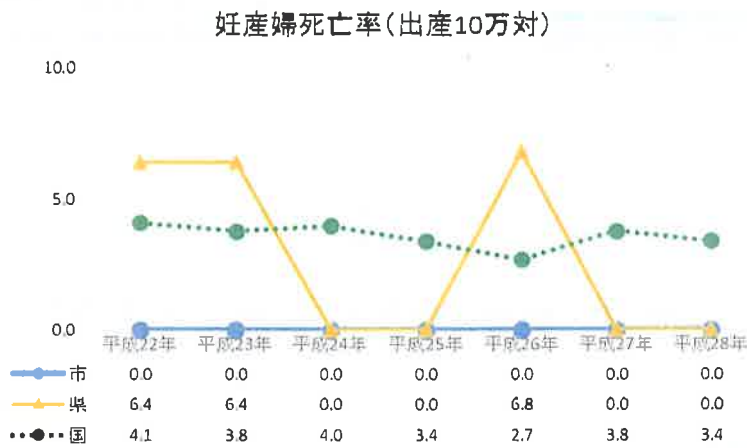
図表 3 合計特殊出生率の推移



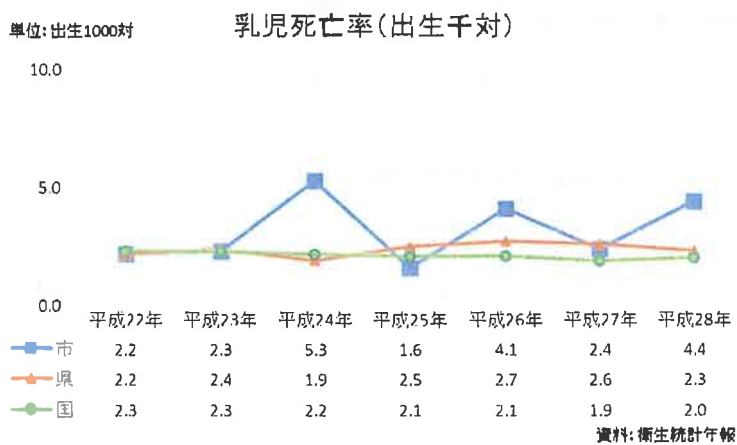
図表4 妊娠・出産について満足している市民の割合



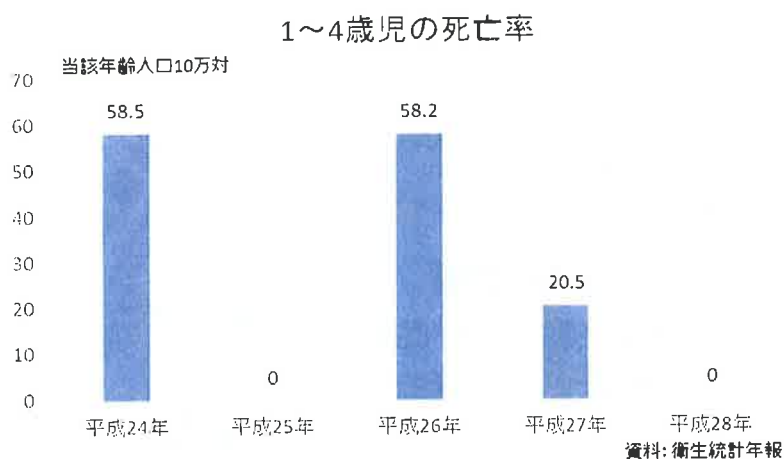
図表5 妊産婦死亡率（出産10万対）



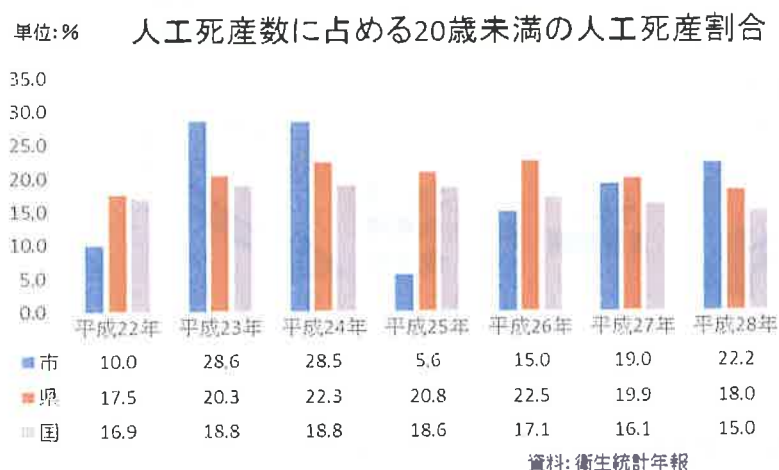
図表6 乳児死亡率（出生千対）



図表7 1～4歳児の死亡率



図表8 人工死産数に占める20歳未満の人工死産割合



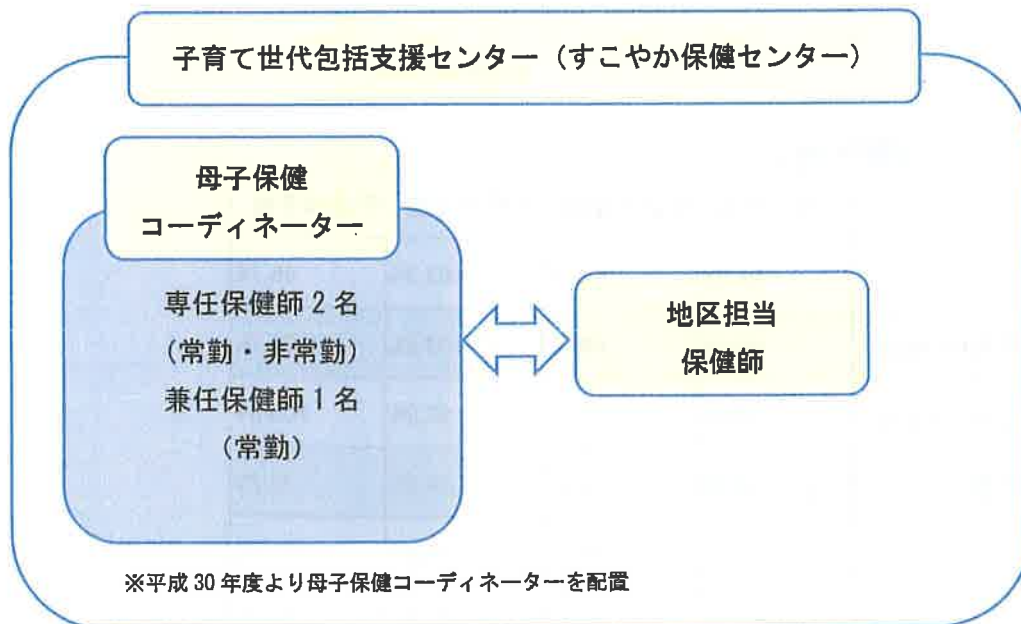
図表9 予防接種率実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
BCG	92.5%	96.7%	103.3%	95.7%
四種混合1期初回	92.6%	96.0%	102.5%	100.7%
四種混合1期追加	59.9%	67.8%	93.9%	100.9%
二種混合	79.7%	77.7%	76.3%	72.2%
MR1期	90.2%	93.6%	93.4%	102.5%
MR2期	94.6%	91.0%	91.9%	92.6%

※平成28年度以降は、県予防接種実施状況調査 記載要領に基づく数値になっているため、接種率が100%を超える種別あり

図 10 子育て世代包括支援センターによる利用者への支援

出典：「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（H29.8）より



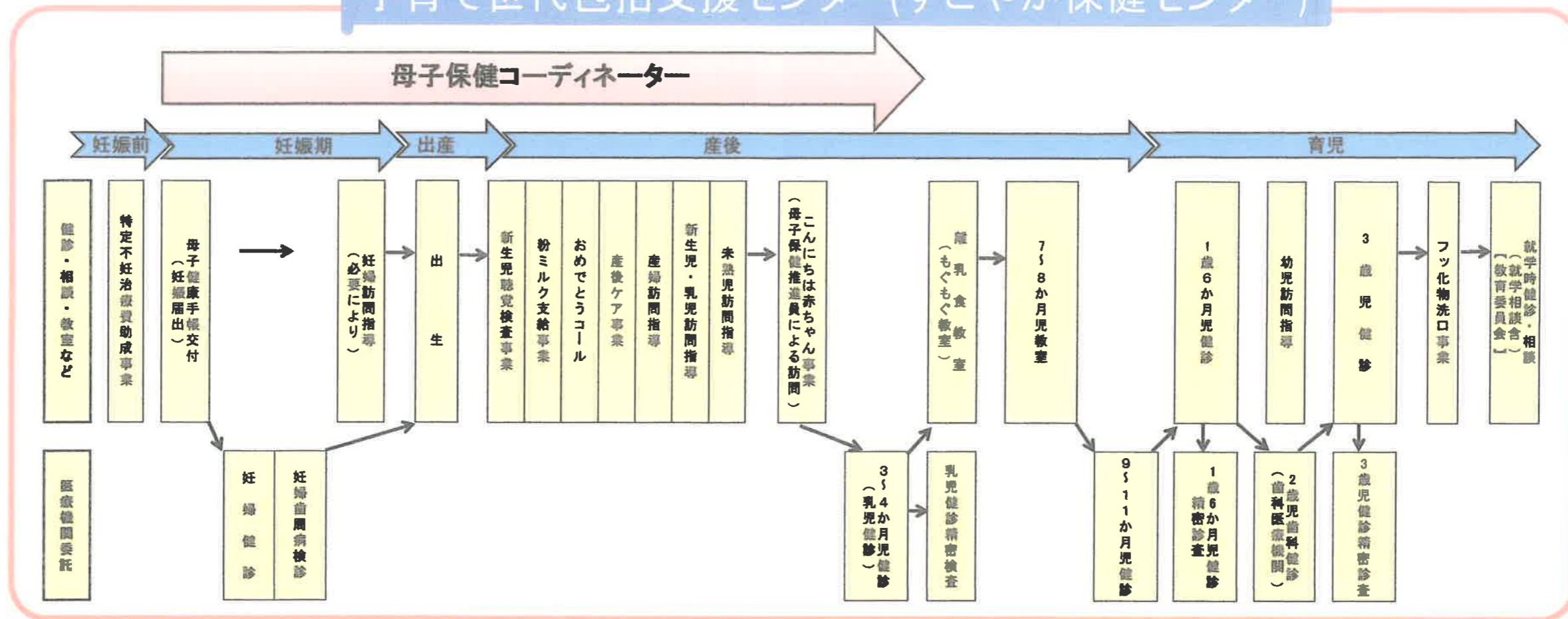
- ・妊娠届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じる
- ・必要に応じて個別に支援プランを作成する
- ・保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行う



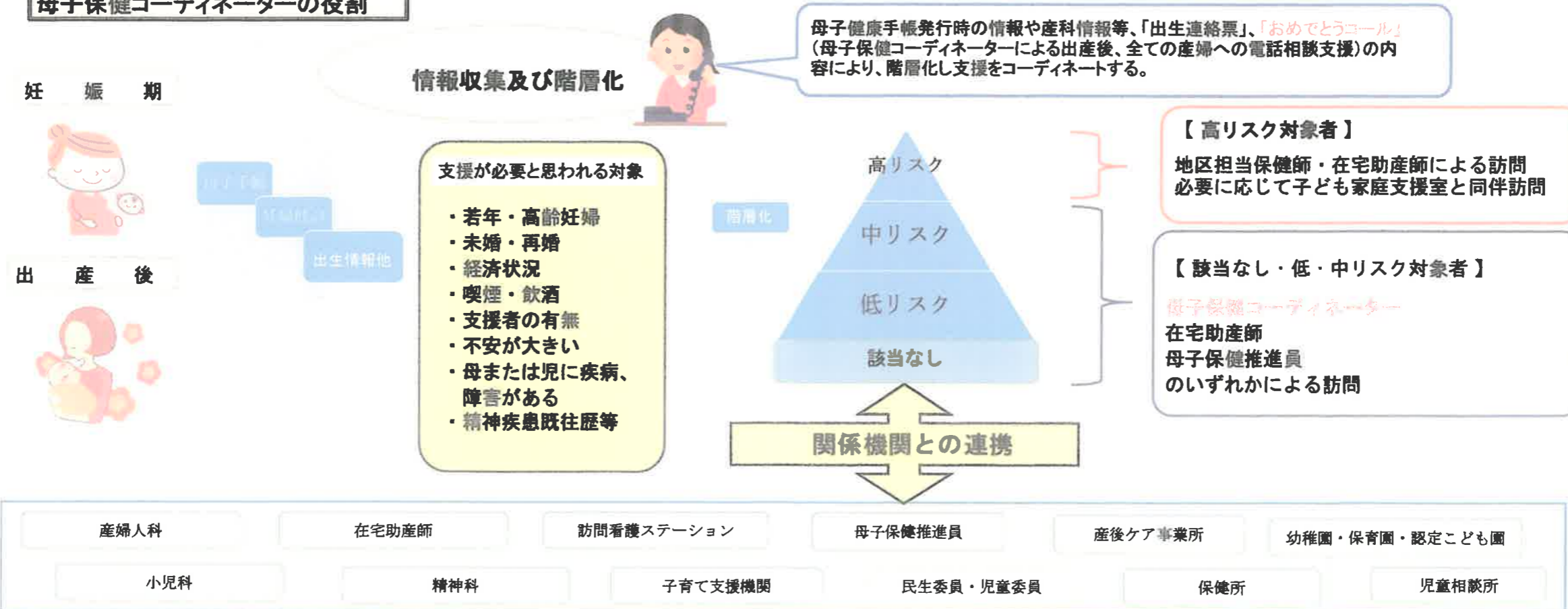


# 霧島市子育て世代包括支援センターについて

## 子育て世代包括支援センター(すこやか保健センター)



### 母子保健コーディネーターの役割



【事故予防に対する啓発】

7～8か月児教室にて予防啓発資料

10・9 LBD DVD

# 窒息事故から 子どもを守る



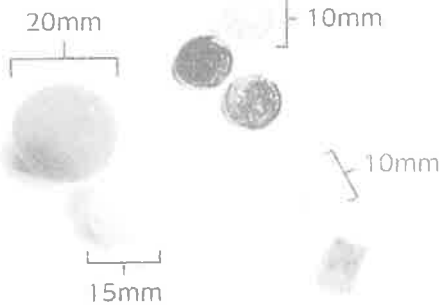
制作・著作  
消費庁 消費者安全調査委員会  
[http://www.cas.go.jp/policy/council/sk/report/report\\_011/](http://www.cas.go.jp/policy/council/sk/report/report_011/)

声のでない

ゼーゼー言って  
苦しそう

顔色が悪い

窒息事故を起こしやすい玩具など



窒息事故から子どもを守るために

4cm以下の小さなものは、  
子どもが直接手に触れないようにする

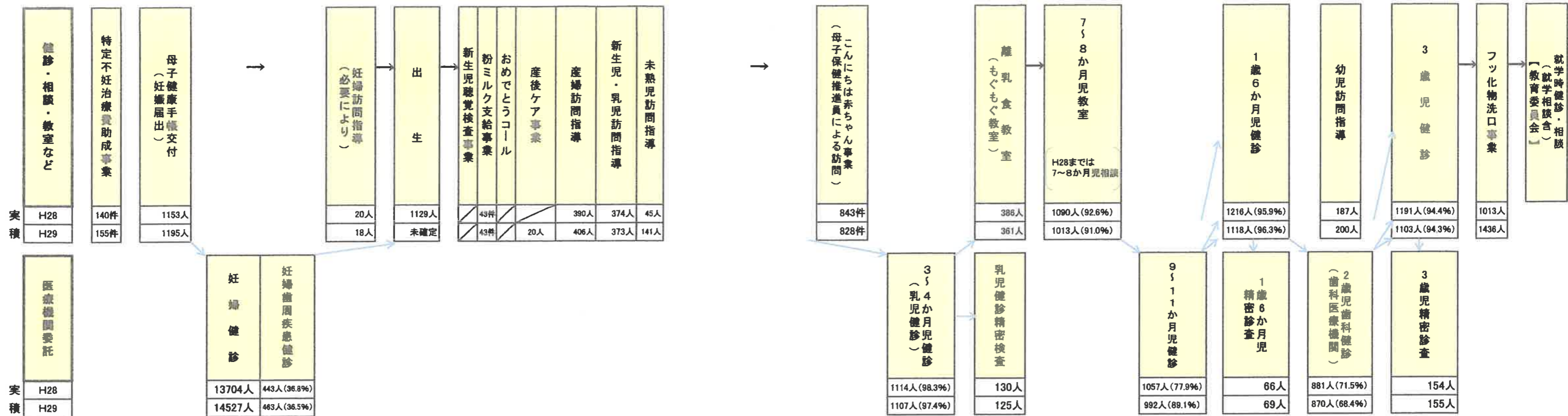
いざというときのために、窒息時の対処法を学ぶ

「窒息しているかも!」と気づいたら、  
すぐに救急車を呼び、窒息時の対処を続ける



考：NPO法人 Safe Kids Japan

妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実  
 個別目標1 安心して妊娠・出産ができるように支援する  
 個別目標2 子どもの健やかな成長を支援する



母子の健康支援に関すること

事業名	乳幼児育児相談(一般)	乳幼児育児相談(心理) すくすく発達相談	親子教室 1.6歳フォロー:りす教室、うさぎ教室	保育園・幼稚園・学校等相談	訪問指導	ハイリスク親子教室 (自主グループ)
場所	すこやか保健センター	すこやか保健センター	すこやか保健センター	市内各保育園・幼稚園	各家庭	福祉センター/こどもセンター
日程	月1回	乳幼児育児相談(心理)は月1回 すくすく発達相談は月2~3回	各クラス月1回	各園随時	随時	月1回
対象者	0~6歳児 (発育・発達についての相談)	0~6歳児及び保護者(育児についての個別相談) 1歳6か月児健診経過観察児(発達についての個別相談)	健診等で、経過観察を必要とする者。 (育児不安、育てにくい、関わり方がわからない、 多動、言葉の遅れ、人見知りが多い等)	健診後のフォロー、未受診者の把握など	健診等で経過観察を必要とする者	多胎児/ダウン症
スタッフ	保健師・助産師・栄養士・ 歯科衛生士	心理士・保健師	保健師・保育士・臨床心理士・作業療法士 ・ボランティア	保健師	保健師	保健センターは活動支援を実施
H28	383人	心理相談 14回 37人 すくすく発達相談 28回 52人	対象児 69人 来所者数 212人			
H29	321人	心理相談 12回 34人 すくすく発達相談 36回 66人	対象児 66人 来所者数 206人			

発達支援に関すること

事業名	発達外来	発達相談	啓発事業	発達支援教室 (にこにこ教室)	関係機関
場所	こども発達サポートセンター	医師会医療センター	こども発達サポートセンター	福祉体育館	関係機関: 鹿児島県こども総合療育センター 医療機関: 南九州病院・希望ヶ丘病院・やまびこ 医療福祉センター・福田病院など 療育機関: ひまわり園・つばみ・実樹・ ライフサポートセンター・すてっぷ・ ほのぼの(2)・虹の橋(2)・太陽の子(3)・ ぼっぼくラブ・育成サポート友遊・ 虹の空・ぼえむ・まっぷ・cocoro・ パステル・笑和の家・りんりん・ゆいまーる ・きらきらなど
日程	不定期	毎月2回~3回	10回程度	2歳前後クラス: 月1回 3歳以上クラス: 月1回	
対象者	18歳未満	18歳未満	一般市民・保護者、支援者	発達に不安のある子ども	
スタッフ	医師・保健師・臨床心理士・保育士	医師・保健師・臨床心理士・保育士	療育関係指導者等	保健師・保育士・臨床心理士・OT・ ボランティア	
H28	29回 50人	心理士 192人 ST 242人 OT 48人 PT 46人	学習会 9回 746人	24回 127人	
H29	28回 51人	心理士 178人 ST 241人 OT 50人 PT 50人	学習会 8回 698人	24回 130人	